

事業主向け障害者雇用促進リーフレット

滋賀県は障害者雇用を推進しています



令和3年度絵画コンテスト 働くすがた～今そして未来～
中学校の部 厚生労働大臣賞 「ひとりで作る」 後藤 志生さんの作品

滋 賀 県



まず実習の受け入れから始めてみたい

* トライ WORK (就労体験)

窓口：各働き・暮らし応援センター

- ・ 障害者が1週間程度の実習を経験するとともに、事業主にも理解を深めてもらいます。
- ・ 就労体験利用者1人につき1日1,000円の謝礼が事業主に支払われます。

* 職場適応訓練

窓口：各ハローワーク

- ・ 障害者が6か月程度の訓練を経験するとともに、事業主にも理解を深めてもらいます。
- ・ 訓練委託先には月額24,000円(重度障害者の場合は25,000円)を限度に委託費が支払われます。

* 障害者委託訓練事業

窓口：高等技術専門学校米原校舎

- ・ 障害者に1～3か月、1か月100時間程度の訓練を企業や民間教育訓練機関等に委託して実施し、雇用の促進を図ります。
- ・ 訓練委託先には月額60,000円(税抜)(中小企業は90,000円(税抜))を限度に委託費が支払われます。

* 総合実務科の職場実習

窓口：高等技術専門学校草津校舎

- ・ 総合実務科では、軽度の知的障害者を対象に1年間の職業訓練を実施しており、一定期間の職場実習を行います。
- ・ 職場実習先には月額1,200円(税抜)の委託費が支払われます。

* 特別支援学校の現場実習

窓口：各特別支援学校

- ・ 企業、事業所等の活動の場をお借りして、1～2週間程度の実習を行います。

試行的に雇入れたい

トライアル雇用助成金

* 障害者トライアルコース

窓口：各ハローワーク

- ・ 就職が困難な障害者をハローワーク等の紹介により、原則3か月間の試行雇用(トライアル雇用)することにより、その適性や能力を見極め、継続雇用への移行のきっかけとさせていただきます。
 - ・ 支給額は、1人につき月額最大40,000円です。
 - ・ 有期雇用契約(原則3か月)を締結する必要があります。
- (注) 精神障害者の場合は、試行雇用期間および支給額が異なります。

* 障害者短時間トライアルコース

窓口：各ハローワーク

- ・ 直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者または発達障害者を、ハローワーク等の紹介により短時間(10～20時間未満)の試行雇用から開始し、障害者の職場への適応状況や体調などに応じてトライアル雇用期間中に20時間以上の雇用を目指していただきます。
- ・ 支給額は、支援対象者1人につき、月額最大40,000円です。
- ・ 有期雇用契約(3か月から12か月間)を締結する必要があります。

指導のポイントや雇用管理の留意点などを教えてほしい

* ジョブコーチ(専門の支援員)による支援

窓口：滋賀障害者職業センター

- ・ 一定の期間、ジョブコーチが職場を訪問し、事業主や障害者に対して障害特性をふまえた上での職場定着に関する助言等を行います。(標準2～4か月)

* 雇用管理に関する相談

窓口：滋賀障害者職業センター

- ・ 雇入れや職場定着・職場復帰に関する雇用管理上の課題改善に向けた相談、助言、研修等をとおり体系的に支援を行います。

障害者を雇用したときに活用できる助成金を知りたい

* 特定求職者雇用開発助成金

窓口：各ハローワーク

・ 障害者を雇用したとき→特定就職困難者コース

ハローワーク等の紹介により、障害者を継続して雇用する事業主に対して支給されます。
支給額および助成対象期間は対象労働者の類型と企業規模に応じて定められています。

・ 発達障害者・難病患者を雇用するとき→発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

障害者手帳を持たない発達障害者や難病のある方をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する事業主に対して支給されます。支給額および助成対象期間は対象労働者の類型と企業規模に応じて定められています。

雇入れた障害者の日常生活の相談に乗ってほしい

* 就業面での支援

窓口：各働き・暮らし応援センター

・職場定着に向けた支援や、障害特性をふまえた雇用管理について事業所に対する助言を行います。

* 生活面での支援

窓口：各働き・暮らし応援センター

・地域生活、生活設計に関する助言を行います。

障害者の職場定着のために活用できる助成金を知りたい

* キャリアアップ助成金

窓口：滋賀労働局職業安定部職業対策課

・障害者正社員化コース

障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るために、

有期雇用労働者を正規雇用労働者（多様な正社員を含む）または無期雇用労働者に転換する措置

無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換する措置

のいずれかを継続的に講じた事業主に助成します。

その他の助成金について知りたい

* 人材開発支援助成金

窓口：滋賀労働局職業安定部職業対策課

・ 障害者職業能力開発コース

障害者の職業能力の開発・向上のために、能力開発訓練事業を行う事業主等に対して助成します。

* 障害者作業施設設置等助成金・障害者福祉施設設置等助成金

・作業施設、作業施設等の整備を行う事業主の方への助成金・福利厚生施設の整備を行う事業主等の方への助成金です。

* 障害者介助等助成金

・雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主の方への助成金です。

* 重度障害者等通勤対策助成金

・通勤を容易にするための措置を行う事業主等の方への助成金です。

* 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

・障害者を多数継続雇用し施設等の整備等を行う事業主の方への助成金です。

* 職場適応援助者助成金

・職場適応援助者による支援を行う法人又は事業主の方への助成金です。

窓口：(独)高齢・障害・求職者
雇用支援機構滋賀支部

先進的な取組を行っている企業について知りたい

* 全国の事業所の取組事例・ノウハウ等各種資料を紹介しています。(障害者雇用事例リファレンスサービス 就業支援ハンドブック 障害別マニュアル等)

詳細は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページをご覧ください。

⇒ <https://www.jeed.go.jp/disability/data/handbook/index.html>

* 滋賀県内の先進的な障害者雇用の事業所名を紹介しています。

滋賀県のホームページ上で「滋賀県障害者雇用優良事業所等知事表彰」と入力して検索してください。

税制上のメリットについて知りたい

* 障害者を多数雇用するなど、障害者の雇用や就業に積極的な企業は、税制優遇制度を利用する事ができます。

厚生労働省のホームページ上で「障害者雇用に係る税制上の優遇措置」と入力して検索してください。

○上記制度はいずれも2022年1月現在です。

○各助成金については支給要件がありますので、まずはお近くのハローワークまたは各窓口にお問い合わせください。

雇用関係助成金

検索

厚生労働省/事業主のための雇用関係助成金



好事例①



社会福祉法人新旭みのり会

住 所	滋賀県高島市新旭町藁園2603番地
業務内容	特別養護老人ホーム等高齢者福祉事業
社 員 数	114名（うち、身体障害2名、知的障害1名）

【令和4年1月1日現在】

採用から定着までの流れ（一例）

働き・暮らし応援センターに雇用について相談



施設見学や就労体験（トライワーク）を実施



雇用に合わせて面談を行う。



就職後も、働き・暮らし応援センターと連携して定着支援を実施

本事例の障害者の方
知的障害者

障害者の従事する仕事の概要

施設内の清掃業務（部屋・廊下・洗面所等）を担当。



企業の考え方

障害のある方を雇用するに当たっては、本人の適性・能力に合わせて仕事内容を調整することや、必要に応じて時短勤務からスタートしていただく等の対応をしています。本人の仕事に対する気持ちが大切なので、日頃からしっかりとコミュニケーションを取ることを心掛けています。

当事者の声

清掃の仕事を担当しています。利用者さんが食事をされているときは、近くを掃除しないように気を付けています。

ベッドの下の見えないところや、細かいところまで掃除するのは大変ですが、毎日頑張っています。時々、職場のみなさんとおしゃべりすることがとても楽しいです。

（入社9年目の方）

雇用に伴って生じた課題や対応

生じた課題・障害の特性

- ・一日中勤務することに対して不安があった。
- ・臨機応変な対応が苦手である。
- ・人見知りはあまりないが、思ったことをすぐ口にしてしまい、相手に誤解を与えることがあった。

課題への対応・障害特性への配慮等

- ・最初は1日2時間勤務からスタートし、仕事に慣れてから徐々に勤務時間を増やしていきけるよう対応した。
- ・本人が得意な分野（丁寧にコツコツ取り組む）の仕事で活躍してもらっている。
- ・フォローアップする職員を1名配置し、本人に対して、周囲とのコミュニケーションについてその都度丁寧に説明するようにした。また、他の職員に対して、障害の特性を理解してもらうよう努めた。

好事例②



西日本積水工業株式会社

住 所	滋賀県栗東市野尻75
業務内容	パイプ製品・合成木材等の製造・加工
社 員 数	266名（うち、身体障害2名（このうち高次脳機能障害1名）、知的障害5名、精神障害2名） 【令和4年1月1日現在】

採用から定着までの流れ（一例）

ハローワークに求人票を提出



現場見学、実習前面談、現場実習（1週間程度）を行い、マッチングを判断



障害者トライアル雇用（3か月間）で雇用を開始



受入部署・各支援機関と連携した定着支援を実施（月1回のフォロー面談等）

本事例の障害者の方

高次脳機能障害のため、植込み型除細動器（ICD）を装着。全般性注意障害やワーキングメモリー低下等があるため、安全配慮が必要。

障害者の従事する仕事の概要

住宅用給水・給湯用配管の熱処理工程において、熱水槽に配管を挿入する作業を担当。

雇用に伴って生じた課題や対応

生じた課題・障害の特性

- ・高次脳機能障害の内容や特性について、理解を深める必要があった。
- ・植込み型除細動器（ICD）に対する安全衛生管理等のノウハウが不足していた。
- ・新しい情報を覚えることや、細かい部分へ注意を払うことが苦手である。
- ・半側空間無視（対象者の場合は左側の空間の見落とし等）がある。

課題への対応・障害特性への配慮等

- ・高次脳機能障害支援センターより、障害の特性や必要な配慮について説明を受け、受入部署とも共有化を図った。
- ・ICDメーカーに協力を依頼して、作業現場や周辺のICDへの影響確認と電磁波環境調査を実施し、就労する上での安全性を確認した。
- ・作業のポイントが一目で分かるイラストや作業手順書を、作業場の見やすい場所に掲示した。
- ・フォークリフトの利用は避ける等、作業面での安全確保に配慮した。通勤についても、自動車や自転車の利用は避け、公共交通機関を利用してもらうようにした。

企業の考え方

障害があるから特別扱いをするということではなく、一人一人を貴重な戦力と捉えて、それぞれが成長していくために必要な配慮・支援を行うことが大切だと考えています。

定期的な面談や、障害特性を踏まえた現場改善等の取り組みを通して、多様な人材が活き活きと活躍できる職場を目指しています。

当事者の声

入社前の面談や実習を通じて、現場で働くイメージを持つことができたので、大きな不安なく働き始めることができました。入社後も困ったことがあれば、面談で上司や総務の方に相談できるので、心強いです。

（入社4年目の方）



雇用の分野における合理的配慮の提供は、 障害者雇用促進法に基づく事業主の義務です。

合理的配慮とは

【募集および採用時】

- ・障害者と障害者でない人との均等な機会を確保するための措置

【採用後】

- ・障害者と障害者でない人の均等な待遇の確保または障害者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置

事業主は、障害者から支障となっている事情や必要な配慮を求める意思の表明があった場合には、障害者と話し合い、その意向を十分尊重した上で、「過重な負担」にならない範囲で対応する必要があります。

対象

【対象となる事業主の範囲】

- ・事業所の規模・業種に関わらず、すべての事業主が対象

【対象となる障害者】

- ・障害者手帳を持っている方に限定しない
- ・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能に障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方が対象

合理的配慮の具体例

【募集および採用時の合理的配慮の例】

- ・視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行う。
- ・聴覚・言語障害がある方に対し、筆談などで面接を行う。

【採用後の合理的配慮の例】

- ・肢体不自由がある方に対し、机の高さを調整することなど作業を可能にする工夫を行う。
- ・知的障害がある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にしてひとつずつ行ったりするなど作業手順を分かりやすく示す。
- ・精神障害がある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮する。
- ・発達障害がある方に対し、感覚過敏を緩和するため、サングラスの着用や耳栓の使用を認める等の対応を行う。

★あらゆる障害がある方に対して、本人のプライバシーに配慮したうえで、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明する。

●事業主が障害のある労働者に合理的配慮を提供する際に、参考となる事例が紹介されています。

- ・「合理的配慮指針事例集」厚生労働省ホームページ
- ・「みんな輝く職場へ～事例から学ぶ合理的配慮の提供～」
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ



厚生労働省 HP



独立行政法人
高齢・障害・求職者
雇用支援機構 HP

●「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を制定しています。

障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指しています。

専門の相談員が合理的な配慮の提供や、障害を理由とする差別に関する相談を受け付けています。

滋賀県障害者権利擁護センター（健康医療福祉部障害福祉課内）

TEL:077-521-1175 FAX:077-528-4853 メール：ec0006@pref.shiga.lg.jp



滋賀県 HP

2021年（令和3年）3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになりました

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わりました。

事業主区分	法定雇用率	
	2021年2月28日まで	2021年3月1日以降（現行）
民間企業	2.2%	2.3%
国、地方公共団体等	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4%	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意ください。よろしくお願いいたします。

留意点

対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がりました。

- ▶従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。
今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わりました。また、その事業主には、以下の義務があります。
 - ◆毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
 - ◆障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。
- 【問合せ先】滋賀労働局職業安定部職業対策課 ☎077-526-8686

障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（出前講座）のご案内

ハローワークから講師が事業所に出向きます。社員研修等にもご利用ください。



- ◆内容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」「精神・発達障害の特性」、「ともに働く上でのポイント（コミュニケーション方法等について）」
- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間：60分～120分程度（講義45分～75分、質疑応答15分～45分程度、応相談）
- ◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。
※今現在、障害者と一緒に働いているかどうかは問いません。
※「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものではありません。

しごとサポーターポータルサイトを開設しました。
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧いただけます。



しごとサポーター 検索

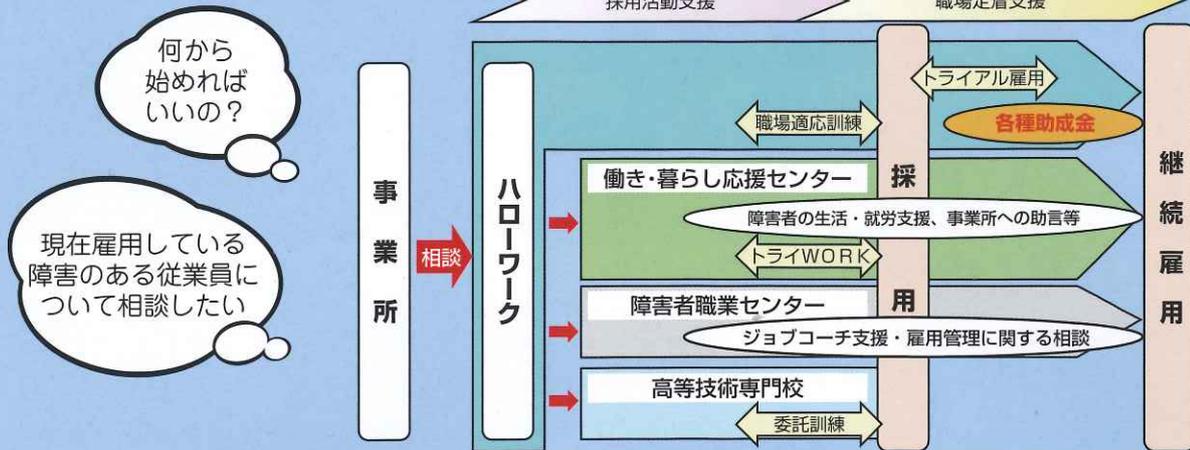
※講師は以下のハローワークに配置しています。お気軽にお問い合わせください。

- ハローワーク大津（担当エリア：大津・高島・甲賀所管内） ☎077-522-3773
- ハローワーク彦根（担当エリア：彦根・長浜・東近江所管内） ☎0749-22-2500
- ハローワーク草津（担当エリア：草津所管内） ☎077-562-3720
- ※その他不明な点は、滋賀労働局職業安定部職業対策課まで ☎077-526-8686



障害者雇用に関しては まずは最寄りの働き・暮らし応援センターまたはハローワークにご相談ください

障害者雇用は関係機関が連携し地域で支えます。



何から始めれば
いいの？

現在雇用している
障害のある従業員に
ついて相談したい

各支援機関の主な役割

求人や助成金についてのご相談は・・・

ハローワーク

大津公共職業安定所	大津市打出浜14-15	☎077-522-3773	部門コード31#	<ul style="list-style-type: none"> ・求人、助成金、雇用管理支援 ・職業相談、職業紹介、求人開拓 ・求職者支援訓練 ・雇用保険
大津公共職業安定所高島出張所	高島市安曇川町末広4-37	☎0740-32-0047		
長浜公共職業安定所	長浜市南高田町辻村110	☎0749-62-2030		
彦根公共職業安定所	彦根市西今町58-3	☎0749-22-2500		
東近江公共職業安定所	東近江市八日市緑町11-19	☎0748-22-1020		
甲賀公共職業安定所	甲賀市水口町本町3-1-16	☎0748-62-0651		
草津公共職業安定所	草津市野村5-17-1	☎077-562-3720	部門コード31#	

定着支援や雇用管理についてのご相談は・・・

障害者働き・暮らし応援センター

おおつ働き・暮らし応援センター "Hatch(はっち)"	大津市京町3-5-12 森田ビル5階	☎077-522-5142	<ul style="list-style-type: none"> 【就業面での支援】 ・就職に向けた準備 ・就職活動の支援 ・事業所に対する助言 ・職場定着に向けた支援 ・関係機関との連絡調整 【生活面での支援】 ・地域生活、生活設計に関する助言
湖南地域働き・暮らし応援センター "りらく"	草津市大路2丁目11-15	☎077-567-1120	
甲賀地域働き・暮らし応援センター	甲賀市水口町暁3-44	☎0748-63-5830	
東近江圏働き・暮らし応援センター "Tekito-(テキト)"	近江八幡市上田町1288-18 2階	☎0748-36-1299	
働き・暮らしコトー支援センター	彦根市大藪町2638番地	☎0749-21-2245	
はたらき・くらし応援センターこほく	長浜市小堀町32-3 ながはまウェルセンター内	☎0749-64-1216	
湖西地域働き・暮らし応援センター	高島市今津町住吉2丁目11-2	☎0740-22-3876	

障害福祉サービス事業所や障害者雇用企業との連携についてのご相談は・・・

NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター

NPO法人 滋賀県社会就労事業振興センター	草津市大路2-11-15	☎077-566-8266	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業所等の連携 ・障害者雇用事業所や経済団体との連携
--------------------------	--------------	---------------	--

新規雇入れや定着支援および雇用管理、ジョブコーチ支援や助成金についてのご相談は・・・

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部

滋賀障害者職業センター	草津市野村2-20-5	☎077-564-1641	職業相談・ジョブコーチ支援・事業主支援
高齢・障害者業務課	大津市光が丘町3-13	☎077-537-1214	助成金申請の受付・相談

訓練修了者の採用をお考えの方は・・・

滋賀県立高等技術専門学校

テクノカレッジ米原	米原市岩脇411-1	☎0749-52-5300	職業訓練
テクノカレッジ草津	草津市青地町1093	☎077-564-3296	